



ゴールデンウィークにおけるアフリカ豚熱、 口蹄疫等の防疫対策の徹底について

今般、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、人・モノの移動が減少していますが、我が国への家畜伝染病の病原体の侵入防止のため、防疫対策を徹底する必要があります。

畜産関係者の皆様におかれましては、**発生地域への旅行は、できる限り自粛**するとともに、**渡航の際は以下の事項に注意**し、病原体の侵入防止を徹底してください。

- 1 畜産関連施設に立ち入らない。
- 2 動物との不用意な接触を避ける。
- 3 肉製品等を日本に持ち帰らない。
- 4 帰国の際には家畜防疫官の指導を受ける。
- 5 帰国後一週間、やむを得ない場合を除き、衛生管理区域に立ち入らない。
- 6 海外で使用した衣服及び靴を畜舎に持ち込まない。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗淨、消毒する。



家畜に異常がみられたら直ちに青森家畜保健衛生所に一報を！！

電話 017-764-1744 休日・夜間 090-2274-0474

お知らせ

<飼養衛生管理者の選任が義務付けられます>

令和2年4月3日に公布された改正家畜伝染病予防法において、農場における飼養衛生管理の更なる徹底のため、飼養衛生管理者の選任が義務付けられます。

家畜所有者の皆様におかれましては、衛生管理区域ごとに飼養衛生管理者を選任し、家畜保健衛生所まで報告することとなります。

飼養衛生管理者とは

飼養衛生管理区域における**飼養衛生管理の責任者**です。

衛生管理区域ごとに1人選任してください。

※所有者自ら管理者となることも可能です。

○飼養衛生管理者の業務内容

- 1 衛生管理区域に出入りする者の管理
(チェック・指導等)
- 2 衛生管理区域の従業員への飼養衛生管理基準の周知・教育等
- 3 国・都道府県から共有される家畜衛生に関する情報を踏まえた対応

つきましては、後日、改めてご連絡いたしますので、飼養衛生管理者の以下の事項について、ご確認くださるようお願いいたします。

——飼養衛生管理者の報告事項——

- ①氏名
- ②住所
- ③電話番号
- ④メールアドレス
- ⑤管理する農場名と衛生管理区域名
- ⑥当該衛生管理区域の代表住所